

交通ルールを守って運転しよう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別がある道路では、車道の左側を通行するのが原則です。自転車は歩道を通行できるのは、次の場合に限られます。

- ・ 自転車歩道通行可の標識や標示が設けられているとき
- ・ 13歳未満の児童・幼児、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者等
- ・ 車道を通行することが危険であるとき（工事中である場合、駐車車両がある場合、著しく車の交通量が多い場合など）

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合は、その信号機に従って通行しましょう。

3 夜間はライトを点灯



前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夕暮れや夜間、早朝に出かける際は必ずライトを点灯しましょう。安全性を高めるため、腕や足、カバン等にも反射材用品等を着用しましょう。

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間です。飲酒運転は法律で禁止されていますので、絶対にやめてください。

5 ヘルメットを着用

令和5年4月1日から全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。


高齢者講習
認知機能検査 の予約はお早めに
運転技能検査


注意 注意 注意 注意 注意 注意 注意 注意 注意 注意

70才以上の高齢ドライバーがご家族の中におられる方へ

70才以上の運転免許をお持ちの方が、運転免許の更新を行う際には事前に高齢者講習等を自動車学校等で受けておくことが必要ですが、例年、夏休み時期は高齢者講習・認知機能検査・運転技能検査の予約が大変取りにくくなります。

通知書がお手元に届いたら、早めに自動車学校等に予約の電話をするよう教えてあげてください。

なお、認定教育・検査を実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合がありますので、各自動車学校等へお問い合わせください。

スマホであなたに“オトモ”する
 広島県警察安全安心アプリ
オトモポリス

オトモポリスなら県警公式SNSがすべて1つに!
 さらに防犯機能も充実!!

今すぐ!!
ダウンロード!!

音楽隊動画も
アプリから!

オトモポリス

ちかん撃退 防犯ブザー 防犯マップ機能 現在地送信機能

App Store からダウンロード

Google Play からダウンロード